

埼玉連発第9号

令和2年4月27日

埼玉県知事

大野 元裕 様

埼玉県宅建政治連盟

会長 三輪 昭彦

## 中小事業者（テナント）に対する賃料の助成について

標記につきまして、下記のとおり要望いたしますので、その実現につき特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### <要望事項>

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月7日閣議決定）に盛り込まれた地方自治体への1兆円の臨時交付金を活用し、コロナ感染で売り上げが減少した中小事業者（テナント）に対する賃料助成制度を創設すること

## <要望趣旨>

ご案内のとおり、今般の新型コロナウイルス感染問題を受け、飲食店等を中心とする中小・小規模事業者は、休業もしくは大幅な営業縮小により売上げが激減しており、事業継続のための維持費、とりわけ固定費の大部分を占める賃料の支払いが困難な状況となっております。

その結果、賃貸事業者（貸主）が、テナント（借主）から賃料の減免や支払い猶予等について相談を受けるケースが急増しており、去る3月31日付の国土交通省通知では、賃貸事業者に対し、賃料の支払いが困難なテナントへの柔軟の措置を検討するよう協力要請がなされたところであります。

しかしながら、賃貸事業者側もテナントからの賃料収入が途絶えれば金融機関への返済や納税等が立ちいかなくなり、最悪の場合、賃貸経営の継続が困難に陥るなど、極めて厳しい立場にあります。

つきましては、このような現状を踏まえ、先般閣議決定された地方自治体への臨時交付金を活用し、中小事業者（テナント）に対する賃料の助成制度を創設し、当該助成金が賃料の支払いに確実に充てられるよう是非ともご検討願います。

このような危機的な状況をご勘案賜り、テナントのみならず、中小賃貸事業者の窮状にもご配慮いただき、双方が今後とも持続的に経営が続けられるよう特段のご高配をお願い申し上げます。

以上